



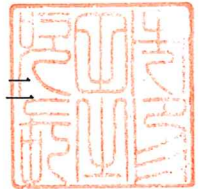
吹田市公告第589号

特定空家等に対する措置及び代執行について

次の1の特定空家等について、令和7年11月25日までに2の措置が行われな
ときは、市長において当該措置を行うので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平
成26年法律第127号）第22条第10項後段の規定により公告します。

令和7年9月19日

吹田市長 後 藤 圭 二



1 対象となる特定空家等

所 在 地 吹田市南正雀1丁目386番1
住居表示 吹田市南正雀1丁目20番1号
用 途 住宅

2 行うべき措置の内容

- (1) 建築物全部を除去すること。
- (2) 除去後の残材等を適切に処理すること。
- (3) 道路に面した立木を伐採すること。

3 連絡先

吹田市泉町1丁目3番40号
都市計画部住宅政策室